

第49回定時株主総会資料

（電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく）
（書面交付請求による交付書面に記載しない事項）

第49期 （2025年 3 月 1 日から）
（2026年 2 月28日まで）

■事業報告

業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

■計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

上記事項については、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。

なお、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

株式会社 YE DIGITAL

業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

当社が業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）として取締役会において決議し、定めております。

その概要と運用状況は以下のとおりであります。

（１）内部統制システムの概要

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - i. 当社は、監査等委員会設置会社として、社外取締役を中心とする監査等委員が出席する取締役会において、法令、定款および取締役会規程に基づき重要事項を決定するとともに、業務執行取締役が法令および定款その他社内規程に適合した職務執行を行うことを管理・監督する。
 - ii. コンプライアンス行動規準を制定し、取締役および従業員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
 - iii. コンプライアンス推進委員会で、全社的なコンプライアンス活動の推進および全社的な問題への対応を検討・決定し、各本部長は各部門のコンプライアンス担当となり部門内のコンプライアンス活動の推進および問題への対応を図る。
 - iv. 取締役および従業員に対して、法令および定款その他社内規程に適合した職務執行がなされるように必要な研修を実施する。また、当社での重大な不祥事、事故が発生した場合には再発防止のために、速やかに研修を実施するとともに、社内ポータルサイトや社内報等で啓蒙を図る。
 - v. 社内通報制度を制定し、当社におけるコンプライアンスの問題を認知し、対応できるシステムを整備する。また、通報者の匿名性、権利保護を図るため社内通報窓口を外部専門機関に委託する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - i. 当社は、株主総会、取締役会、監査等委員会その他全社会議体の資料および議事録、事業報告、計算書類、附属明細書および監査報告書等の法令や定款で作成・保管が義務づけられているものや決裁申請書等の会社の重要な意思決定、重要な職務執行に関するものについて、法令、定款および文書管理規程に従い文書または電磁的媒体にて作成し、保存する。
 - ii. 前記の文書以外の文書についても、その重要度に応じて、保管期間、管理方法等を文書管理規程で定めるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i. コンプライアンス、情報セキュリティ、品質、輸出管理、知的財産権、災害等のリスクについては、それぞれの対応部署（事務局）で必要があると認めるときには規程の制定、研修の実施、マニュアル等の作成・開示を行う。また、重大な損害を与えるおそれのある場合には、当該対応部署（事務局）は速やかに代表取締役社長および経営会議へ報告する。
- ii. 取締役および従業員に対してリスク管理・対応のための必要な研修を実施する。また、当社での重大な不祥事、事故が発生したもしくは発生するおそれがある場合には速やかに再発防止もしくは予防のための研修を実施するとともに、社内ポータルサイトや社内報等で啓蒙を図る。
- iii. 大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合は、代表取締役社長を対策本部長とし、各本部長と必要な人員で構成される危機管理対策本部を設置するなど危機対応のための組織を整備する。また、事前に危機対応マニュアルを整備し、危機発生時に迅速な対応を図る。
- iv. 財務報告の信頼性を確保する観点から、財務報告に係る内部統制の整備・運用を推進する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i. 変化の激しい経営環境に対し、機敏な対応を図るため執行役員制度を導入し、経営の意思決定と業務執行機能を分離し、それぞれの機能を高め、経営および業務執行のスピードアップを図る体制を構築する。
- ii. Quarterly Business Review (QBR) において、経営目標を達成するための各事業の具体的方策を検討・決定する。
- iii. 経営会議において、月次の予算・実績管理および経営、事業における重要事項について多面的かつ組織横断的に検討・決定する。
- iv. 取締役会において、法令・定款に定める事項その他経営に関する重要事項について審議・決定し、業務執行取締役の職務執行が効率的に行われていることを管理・監督する。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- i. 子会社において経営上重要事項を決定する場合には、当社および子会社の社内規程に基づき当社の事前承認を得るとともに、業務上重要な事項が発生した場合は、都度、当社に報告が行われる体制を構築する。
- ii. 子会社の経営目標については、連結経営の視点から必要に応じて当社の経営会議等の全社会議にて検討・決定する。また、子会社の業績については定期的に当社へ報告が行われ、必要な助言、支援等を行う。
- iii. 当社の管理部門その他関係部門が、子会社のコンプライアンス活動やリスク管理について、必要な助言、支援等を行う。また、子会社で事故、災害、不祥事等が発生した場合には、危機対応のための助言、支援等を行う。
- iv. 当社は、子会社を管理する担当役員を置くとともに、当社の取締役および従業員が子会社の取締役または監査役に就任し、子会社と協議、情報交換、必要な助言、支援等を行うことにより、当社グループ全体における業務の適正、効率性の向上を図る。
- v. 当社は、子会社を含めグループ全体のリスク管理体制の構築・維持を図るとともに、規程の制定、研修の実施、マニュアル等の作成など、当社に準じ、コンプライアンス体制の構築・運用を行う。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

- i. 監査等委員会の職務を補助するため、コーポレートガバナンス推進室に属する内部監査担当の従業員 1 名が監査等委員会担当を兼務し、監査等委員の指示による調査権限を認める。なお、監査等委員会担当としての職務遂行にあたっては専ら監査等委員の指示に従う。なお、常勤の監査等委員を置いているため、監査等委員会の職務を補助する取締役は置かない。
- ii. 監査等委員は、コーポレートガバナンス推進室、企画部、経理部の従業員に監査業務に必要な事項を依頼することができる。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- i. 監査等委員会の職務を補助する従業員は、監査等委員により指示または依頼された補助業務に関して、業務執行取締役、部門長等の指揮命令や不当な制約を受けないものとする。
- ii. 監査等委員会担当の人事に関する事項の決定にあたっては、監査等委員会の同意を

得る。

⑧ 監査等委員会への報告に関する体制

- i. 当社の取締役および従業員は当社の監査等委員会に対して、取締役会、経営会議その他主要社内会議等を通じて、毎月の経営状況、内部統制システムの構築・運用状況、内部統制に関わる部門の活動状況、重要書類の内容、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項、リスク管理に関する重要事項等の報告を行う。
- ii. 子会社の取締役、監査役および従業員は当社の監査等委員会に対して、グループ監査やその他必要に応じ、経営状況、内部統制システムの構築・運用状況、内部統制に関わる部門の活動状況、重要書類の内容、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項、リスク管理に関する重要事項等の報告を行う。
- iii. 特に当社の監査等委員会への個別の説明等が必要な場合は、当社および子会社の代表取締役社長、取締役および従業員から内容報告、もしくは監査等委員会から当社および子会社の代表取締役社長、取締役および従業員へ内容を聴取できる体制を構築する。
- iv. 当社および子会社の内部監査実施状況や社内通報窓口への通報状況・通報内容については、担当者から速やかに当社の監査等委員会へ報告する。

⑨ 監査等委員会に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

社内通報制度における通報者と同様に、当社の監査等委員会への報告や説明をしたことを理由としていかなる不利益も課さない。

⑩ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について当社に対して会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i. 監査等委員会と当社の代表取締役社長との間で、定期的に、情報および意見交換を行い、監査等委員会の監査の環境整備に努める。
 - ii. 監査等委員会は、内部監査担当と緊密な連携を保ち、必要があると認めるときには内部監査担当に調査や追加監査の実施を求める。
 - iii. 監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報交換を行い、必要があると認めるときは会計監査人に報告を求める。

(2) 内部統制システムの運用状況

取締役会は毎月開催し、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の管理・監督機能を高めるため取締役会における審議の充実に努めております。

コンプライアンス、リスク管理、財務報告に係る内部統制については、各々の会議体を定期的に開催するとともに、それぞれの対応部署で適宜、運用上見いだされた問題点等の是正・改善、関係者への研修を適宜行い、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

子会社については、当社の管理担当役員が子会社管理担当となり、「関係会社管理規程」に基づき管理を行うとともに、当社の取締役および従業員が子会社の取締役または監査役に就任し、子会社の取締役会に出席し、議案・審議等に必要な発言を適宜発言を行い、子会社の適正な業務運営の管理・監督を行っております。

監査等委員は、監査等委員会において定めた監査活動方針および計画に基づき、監査の実効性を高めるため、取締役や執行役員ほか使用人からの報告や取締役や使用人に対する聴取を行うとともに、常勤監査等委員は社内情報の収集と監査を目的として経営会議やその他社内の重要な会議に出席しております。

監査等委員会は毎月開催し、監査等委員会において当社の情報と監査内容の共有を図るとともに、コーポレートガバナンス推進室（内部監査）や会計監査人と、各々の監査の役割・機能の実効性をあげるため緊密な連携をとっております。

内部監査については、社長直属の専任である内部監査担当1名他兼務の内部監査担当2名が、毎年、重点監査テーマを定め、監査実施計画を策定のうえ、社内の全部門を対象に書面監査や実地監査を実施しています。

連結株主資本等変動計算書 (2025年 3 月 1 日から 2026年 2 月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	749,135	403,135	5,732,284	△91	6,884,463
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	1,473	1,473			2,946
剰 余 金 の 配 当			△361,450		△361,450
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,282,078		1,282,078
自 己 株 式 の 取 得				△313,261	△313,261
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	1,473	1,473	920,628	△313,261	610,312
当 期 末 残 高	750,608	404,608	6,652,912	△313,352	7,494,776

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計			
当 期 首 残 高	8,328	△ 102,288	△ 93,960	440,961	16,032	7,247,497
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						2,946
剰 余 金 の 配 当						△361,450
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						1,282,078
自 己 株 式 の 取 得						△313,261
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△1,800	155,083	153,283	118,269	3,438	274,990
当 期 変 動 額 合 計	△1,800	155,083	153,283	118,269	3,438	885,303
当 期 末 残 高	6,528	52,794	59,322	559,230	19,471	8,132,800

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

＜連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等に関する注記＞

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社名

(株)YE DIGITAL Kyushu

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 1社

持分法を適用した関連会社名

(株)アイキューブデジタル

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称

マチディア(株)

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

(イ) 評価基準 … 原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(ロ) 評価方法

商 品 及 び 製 品：移動平均法

仕 掛 品：個別法

原材料及び貯蔵品：移動平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く） … 定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く） … 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と見込販売可能期間（原則3年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

… リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②受注損失引当金

受注制作のソフトウェア等に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注制作のソフトウェア等のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる案件について、損失見込額を計上しております。

③役員賞与引当金

連結子会社については、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で履行義務を充足したものと判断し財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社グループが行う事業には、顧客との契約に基づき識別した履行義務として、受注制作のソフトウェア開発、サービス等の役務提供、情報機器等の販売などが含まれており、それぞれ下記の時点で履行義務を充足したものと判断し、収益を認識しております。

なお、履行義務の対価につきましては、顧客との契約に基づき履行義務を完全に充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(受注制作のソフトウェア開発)

主な受注制作のソフトウェア開発は、顧客からの個々の要求に応じシステムの要件定義、設計、開発及び運用テスト等を実施するものであり、これにより生じた資産は開発が進むにつれて顧客に支配が移転しているものと考えられることから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、見積総原価に対する当連結会計年度末までの実際発生原価の割合に基づいて行っております。

(サービス等の役務提供)

サービス等の役務提供は、一定期間にわたりサービスが提供されるにつれて顧客が便益を享受することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

(情報機器等の販売)

情報機器等の販売は、顧客への商品の引き渡し完了し、検収を受けた時点で支配が顧客に移転したと判断し、収益を認識しております。

契約の中にソフトウェア開発・保守サービスなど複数の財又はサービスの提供が含まれており、契約の対価を配分する必要がある場合には、各履行義務についての独立販売価格を見積り、取引価格を配分しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

③小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

<会計方針の変更に関する注記>

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日）及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）を当連結会計年度の期首から適用しております。これによる連結計算書類への影響はありません。

<会計上の見積りに関する注記>

履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定の期間にわたり認識する収益

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高	10,607,452千円
-----	--------------

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは受注制作のソフトウェアのうち、当連結会計年度末までの進捗部分について履行義務の充足が認められる契約について、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度は、見積総原価に対する当連結会計年度末までの実際発生原価の割合に基づき算出しております。

原価総額の見積りは、主にソフトウェア開発人員の人件費や外注費等の積算であります。当該見積りに用いられる主要な仮定は開発人員の作業に伴い発生が見込まれる工数であり、各プロジェクトの規模及び複雑性を勘案して、専門的な知識と経験に基づいて見積っております。

なお、開発途中での仕様変更や、想定していなかった事象の発生などにより工数の見直しが発生し、進捗度が変動した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

＜表示方法の変更に関する注記＞

該当事項はありません。

＜連結貸借対照表に関する注記＞

有形固定資産の減価償却累計額	819,568千円
----------------	-----------

＜連結損益計算書に関する注記＞

該当事項はありません。

＜連結株主資本等変動計算書に関する注記＞

1 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	18,326,300株
------	-------------

2 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

①2025年5月23日定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	183,190千円
1株当たりの配当額	10円
基準日	2025年2月28日
効力発生日	2025年5月26日

②2025年9月30日取締役会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	178,259千円
1株当たりの配当額	10円
基準日	2025年8月31日
効力発生日	2025年11月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2026年4月17日取締役会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	178,259千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たりの配当額	10円
基準日	2026年2月28日
効力発生日	2026年5月7日

- 3 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数
- (1) 2017年6月13日開催の取締役会決議によるストックオプション
普通株式 25,800株
 - (2) 2018年5月25日開催の取締役会決議によるストックオプション
普通株式 42,700株
 - (3) 2019年5月24日開催の取締役会決議によるストックオプション
普通株式 45,100株
 - (4) 2020年5月22日開催の取締役会決議によるストックオプション
普通株式 84,200株
 - (5) 2021年5月21日開催の取締役会決議によるストックオプション
普通株式 142,800株
 - (6) 2022年5月20日開催の取締役会決議によるストックオプション
普通株式 109,300株
 - (7) 2023年5月19日開催の取締役会決議によるストックオプション
普通株式 255,400株
 - (8) 2024年5月24日開催の取締役会決議によるストックオプション
普通株式 204,200株
 - (9) 2025年5月23日開催の取締役会決議によるストックオプション
普通株式 249,400株

<金融商品に関する注記>

1 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。なお、資金調達は行っておりません。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理基準に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券はすべて株式であり、これらについては四半期ごとに時価の把握を行っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

2026年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
其他有価証券（※2）	8,328	8,328	—

(※1)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額

に近似するものであることから、記載を省略しています。また、「売掛金」、「電子記録債権」、「買掛金」、「未払費用」は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

(※ 2) 市場価格のない株式等は「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	47,001
合計	47,001

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	8,328	—	—	8,328
資産計	8,328	—	—	8,328

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

<収益認識に関する注記>

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	ビジネス ソリューション事業	I o T ソリューション事業	合計
一時点で移転される財 又はサービス	1,294,741	1,506,154	2,800,895
一定期間にわたり移転される財 又はサービス	14,606,875	2,855,390	17,462,265
顧客との契約から生じる収益	15,901,617	4,361,544	20,263,161
外部顧客への売上高	15,901,617	4,361,544	20,263,161

2 収益を理解するための基礎となる情報

「4 会計方針に関する事項 (4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため省略しております。

3 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,743,618
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	3,766,722
契約資産（期首残高）	2,878,218
契約資産（期末残高）	2,334,217
契約負債（期首残高）	488,256
契約負債（期末残高）	453,983

契約資産は、主として一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、収益を認識しましたが、未請求の作業に係る対価に関連するものであります。契約資産は、支払に対する権利が無条件になり、請求した時点で債権に振り替えられます。

契約負債は、主として一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、顧客から受領した前受金に関するものであります。

なお、当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は358,416千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	5,440,887
1年超	510,176
合計	5,951,063

< 1株当たり情報に関する注記 >

- | | | |
|---|------------|---------|
| 1 | 1株当たり純資産額 | 423円77銭 |
| 2 | 1株当たり当期純利益 | 71円41銭 |

< 資産除去債務に関する注記 >

1 資産除去債務の概要

本社及び事業所について、建物所有者との間で不動産賃借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2 資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年から18年、割引率は0.034～1.855%を採用しております。

3 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	325,648千円
時の経過による調整額	632千円
期末残高	326,281千円

< 重要な後発事象に関する注記 >

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書 (2025年 3 月 1 日から 2026年 2 月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	749,135	403,135	403,135
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行	1,473	1,473	1,473
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
自 己 株 式 の 取 得			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当 期 変 動 額 合 計	1,473	1,473	1,473
当 期 末 残 高	750,608	404,608	404,608

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 式 株	株主資本 合 計
	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
別途積立金		繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	70,790	925,055	4,207,019	5,202,864	△91	6,355,043
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						2,946
剰 余 金 の 配 当			△361,450	△361,450		△361,450
当 期 純 利 益			1,066,907	1,066,907		1,066,907
自 己 株 式 の 取 得					△313,261	△313,261
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	－	－	705,456	705,456	△313,261	395,141
当 期 末 残 高	70,790	925,055	4,912,475	5,908,321	△313,352	6,750,184

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	8,328	8,328	440,961	6,804,332
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				2,946
剰 余 金 の 配 当				△361,450
当 期 純 利 益				1,066,907
自 己 株 式 の 取 得				△313,261
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,800	△1,800	118,269	116,468
当 期 変 動 額 合 計	△1,800	△1,800	118,269	511,610
当 期 末 残 高	6,528	6,528	559,230	7,315,943

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

＜重要な会計方針に係る事項に関する注記＞

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

①評価基準 … 原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

②評価方法

商 品：移動平均法

仕掛品：個別法

貯蔵品：移動平均法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く) … 定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く) … 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と見込販売可能期間 (原則3年) に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

… リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 受注損失引当金

受注制作のソフトウェア等に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注制作のソフトウェア等のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる案件について、損失見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日事業年度から費用処理することとしております。

4 収益及び費用の計上基準

顧客との契約については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で履行義務を充足したものと判断し財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社が行う事業には、顧客との契約に基づき識別した履行義務として、受注制作のソフトウェア開発、サービス等の役務提供、情報機器等の販売などが含まれており、それぞれ下記の時点で履行義務を充足したものと判断し、収益を認識しております。

なお、履行義務の対価につきましては、顧客との契約に基づき履行義務を完全に充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(受注制作のソフトウェア開発)

主な受注制作のソフトウェア開発は、顧客からの個々の要求に応じシステムの要件定義、設計、開発及び運用テスト等を実施するものであり、これにより生じた資産は開発が進むにつれて顧客に支配が移転しているものと考えられることから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、見積総原価に対する当事業年度末までの実際発生原価の割合に基づいて行っております。

(サービス等の役務提供)

サービス等の役務提供は、一定期間にわたりサービスが提供されるにつれて顧客が便益を享受することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

(情報機器等の販売)

情報機器等の販売は、顧客への商品の引き渡しが完了し、検収を受けた時点で支配が顧客に移転したと判断し、収益を認識しております。

契約の中にソフトウェア開発・保守サービスなど複数の財又はサービスの提供が含まれており、契約の対価を配分する必要がある場合には、各履行義務についての独立販売価格を見積り、取引価格を配分しております。

5 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

＜会計方針の変更に関する注記＞

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日）及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）を当事業年度の期首から適用しております。これによる計算書類への影響はありません。

＜会計上の見積りに関する注記＞

履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定の期間にわたり認識する収益

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高	9,357,183千円
-----	-------------

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は受注制作のソフトウェアのうち、当事業年度末までの進捗部分について履行義務の充足が認められる契約について、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度は、見積総原価に対する当事業年度末までの実際発生原価の割合に基づき算出しております。

原価総額の見積りは、主にソフトウェア開発人員の件費や外注費等の積算であります。当該見積りに用いられる主要な仮定は開発人員の作業に伴い発生が見込まれる工数であり、各プロジェクトの規模及び複雑性を勘案して、専門的な知識と経験に基づいて見積っております。

なお、開発途中での仕様変更や、想定していなかった事象の発生などにより工数の見直しが発生し、進捗度が変動した場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

＜貸借対照表に関する注記＞

1 関係会社に対する短期金銭債権	2,912,890千円
短期金銭債務	142,246千円
2 有形固定資産の減価償却累計額	770,662千円

＜損益計算書に関する注記＞

関係会社との取引高

売上高	9,089,790千円
仕入高	1,572,799千円
役務提供料収入	704,281千円
営業取引以外の取引高	517,446千円

＜株主資本等変動計算書に関する注記＞

当事業年度末日における自己株式の種類及び総数

普通株式	500,315株
------	----------

＜税効果会計に関する注記＞

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

(繰延税金資産)

棚卸資産評価損	14,242千円
減価償却費	26,454千円
受注損失引当金	228千円
未払費用	303,160千円
未払事業税	25,290千円
関係会社株式評価損	87,247千円
退職給付引当金	566,563千円
退職給付信託	307,866千円
資産除去債務	100,021千円
新株予約権	174,184千円
その他	48,167千円
繰延税金資産小計	1,653,428千円
評価性引当額	△246,491千円
繰延税金資産合計	1,406,937千円

(繰延税金負債)

前払年金費用	△243,507千円
資産除去債務に対応する除去費用	△100,572千円
繰延税金負債合計	△344,079千円
繰延税金資産純額	1,062,857千円

2 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「防衛特別法人創設法」（2025年法律第12号）及び「防衛特別法人税付加措置法」（2025年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以降に開始する事業年度から法人税額に対して4%の付加税が課されることとなりました。これに伴い、当社が将来の繰延税金資産及び繰延税金負債の算定に使用する法定実効税率は、現行の30.4%から変更される見込みですが、その影響額は軽微であると判断しております。

＜関連当事者との取引に関する注記＞

1 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社	(株) 安 川 電 機	被所有 直接 39.0%	ソフトウェアの 受託開発等及び 電気品等の仕入先	ソフトウェアの 受託開発及び 計算事務等情報 処 理 並 び に システム等管理 運営受託等 (注1)	8,988,836	売 掛 金	1,489,035
						契約資産	1,287,483

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) ソフトウェア開発の受託等に関する取引につきましては、見積書を提示のうえ価格交渉を行い、市場価格を勘案し合理的に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子 会 社	(株)YE DIGITAL Kyushu	所有 直接 96.7%	ソフトウェアの 開発委託先及び 技術出向者の受入	ソフトウェアの 開 発 委 託 等 (注1)	1,310,304	買 掛 金	103,806
関連会社	(株)アイキューブデジタル	所有 直接 40.0%	ソフトウェアの 受託開発等及び 技術出向者の派遣	ソフトウェアの 受 託 開 発 等 (注2)	44,201	売 掛 金	1,773

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) ソフトウェア開発の委託等に関する取引につきましては、見積書を受領のうえ価格交渉を行い、市場価格を勘案し合理的に決定しております。

(注2) ソフトウェア開発の受託等に関する取引につきましては、見積書を提示のうえ価格交渉を行い、市場価格を勘案し合理的に決定しております。

(注3) 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社 の子会社	刻オトメーション・ドライブ機	なし	ソフトウェアの 受託開発等	ソフトウェアの 受託開発及び システム等管理 運営受託等 (注1)	621,944	売掛金	185,952
						契約資産	5,027

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) ソフトウェア開発の受託等に関する取引につきましては、見積書を提示のうえ価格交渉を行い、市場価格を勘案し合理的に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

<収益認識に関する注記>

収益を理解するための基礎となる情報

「<重要な会計方針に係る事項に関する注記> 4 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため省略しております。

<1株当たり情報に関する注記>

1	1株当たり純資産額	379円04銭
2	1株当たり当期純利益	59円43銭

<重要な後発事象に関する注記>

該当事項はありません。